

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 4 項の規定に基づく監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を下記のとおり公表する。

足利市監査委員 岡 本 篤 典

足利市監査委員 岡 部 記 和

足利市監査委員 荻 原 久 雄

記

1 監査の種類 定例監査

2 監査実施日	令和元年 12 月 18 日	教育委員会事務局、行政委員会事務局
	令和元年 12 月 26 日	会計課、消防本部
	令和 2 年 1 月 16 日	産業観光部
	令和 2 年 1 月 23 日	総務部
	令和 2 年 2 月 6 日	都市建設部
	令和 2 年 2 月 26 日	上下水道部

3 監査の方法

あらかじめ提出を求めた関係帳簿、証ひょう類等について、試査により内容調査、照合、検査等を行うとともに関係職員等に対する質問等により実施した。

4 監査の対象及び結果

監査の対象	監 査 結 果
教育委員会事務局	財務に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認められた。
行政委員会事務局	財務に関する事務は、適正に執行されているものと認められた。
会 計 課	財務に関する事務は、適正に執行されているものと認められた。
消 防 本 部	財務に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認められた。
産 業 観 光 部	財務に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認められた。
総 務 部	財務に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認められた。
都 市 建 設 部	財務に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認められた。
上 下 水 道 部	財務に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認められた。

5 意見・要望

財務に関する事務は適正若しくはおおむね適正に執行されていると認められたが、以下の点について意見を述べたい。

歳出において、各部署の所管する複数の補助金の支出に関し、補助対象経費が不明確なため補助金の使途に拡大解釈の余地があるものや、収支書類に詳細な記載がないなど補助金の実績確認をしにくいものが見受けられた。補助事業の実施にあたっては、補助金交付要綱等に対象経費又は対象外経費を具体的に明記することや、補助事業者に対して適切な収支書類の提出を求めることなど、補助事業をより公正かつ合理的に実施するための方策を検討されたい。

事務処理において、文書管理等に関する基本的な誤りが見受けられたため、適切な事務処理を心掛けられたい。

なお、補助金や事務処理の適正化は、以前にも他部署において同様の意見を述べたものであり、放置、繰り返されることによって、事務執行上のリスクともなり得ることが懸念されることから、全庁的な課題として捉え、改善に取り組まれたい。